

総合資源エネルギー調査会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会
第二十次中間とりまとめ（案）等に関するパブリックコメントについて

令和 7 年 6 月 3 日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和 7 年 4 月 9 日付けで総合資源エネルギー調査会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会「第二十次中間とりまとめ（案）」及び「容量市場における入札ガイドライン（案）」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- （１）実施期間：令和 7 年 4 月 9 日（水）～ 5 月 8 日（金）
- （２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- （３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：8 件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

総合資源エネルギー調査会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会制度検討作業部会「第二十次中間とりまとめ（案）」等
に対する御意見及び御意見に対する考え方

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	【該当箇所】 P4 2.1. 容量市場（1）背景 容量市場は、予め必要な供給力を確実に確保すること、卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットがもたらされること等を目的として創設された。 【意見】 ・ 需要家にもメリットがもたらされる制度として、適切な利用者負担がなされるよう、転嫁が円滑に進む方策を打ち出していきたい。 ・ 容量確保契約金相当額に関し、卸価格からの減額（明示）について、実態把握とともに、必要な規定整備をお願いします。 ・ 具体的には、容量確保契約金においては、再エネ賦課金同様に外出し方式とし、料金が見える形で各社統一の対応	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、事業者間の契約見直しについては、「容量市場に関する既存契約見直し指針」を御参照ください。

	としてはどうか。明朗な情報開示として、何れの相当額等についても明記する方向でご検討いただきたい。 【理由】 ・容量市場制度により電源投資が進んだとしても、容量拠出金相当額の需要家向け電気料金への転嫁が適切に行われなければ、電力システムは破綻するのではないかとの認識です。 ・適切な負担について世論への働きかけをいただいたうえで、転嫁について指針等で明記いただくなど、ご検討願います。 ・現在、発電側課金や容量確保契約金の相当額に関する内訳の情報開示に関し、発電事業者に対するガイドライン等の規定はないため、各発電事業者から「適切に控除が行われている」という説明がされた場合においても、小売電気事業者としてその実態を確認することは困難です。 ・小売事業者は、電力の小売営業に関する指針において、お客様に対する料金等の説明が義務付けられています。しかしながら、発電事業者等への義務付けがなく、お客様に対する料金内訳に関する説明情報の不足が起こり得る状況です。	
2	【該当箇所】 P4 2.1.(2) 容量市場における今後の論点	参考図 2.1-1 の論点一覧については、第 91 回制度検討作業部会が開催された 2024 年 4 月 22 日時点の論点であり、記載

【意見】

- ・ 論点については、2025 年度の包括的検証も踏まえて、容量市場の抜本的な見直しについて検討をお願いしたい。
- ・ 見直しにおいては、2050CN 達成に向け、第 7 次エネルギー基本計画に示された 2040 エネルギーミックスに整合しつつ、より脱炭素電源の最大化に資する市場となるよう、また、電気事業者全体の収益性低下、新規電源投資・老朽設備の新陳代謝、発電種別の偏り、等の各種課題解決もスコープに含めていただきたい。
- ・ また、電力需要の長期見通し、需要増加に関する情報について、引き続き積極的な周知をお願いするとともに、長期のエリアごとの需要見込み、脱炭素電源導入見込み、電源構成見込み等についても情報発信をお願いしたい。

【理由】

- ・ 容量市場制度設計時のオークション方式の論点においては、電源の投資回収の予見性・価格指標性の向上及び価格吊上げを抑えるディスインセンティブを目的としてシングルプライスオークション方式を採用したと理解しています。
- ・ 一方で、0 円入札の電源も約定価格の収入が得られている、落札率が高い状況が継続している、2028 年度実需給向けメインオークションの約定総額は過去 4 回に比べて高

の内容に限らず今後改めて整理予定です。その他、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

く 5 エリアで指標価格以上の水準となった等の課題も示されています。

価格指標性の視点では、既設電源に対する経過措置は施されており、また、市場開設後の非効率石炭フェードアウトの議論により、誘導措置を追加導入しています。さらに、長期脱炭素オークションにおいては、様々なコスト構造・特性に適した調達方式を採用しています。

また、上限価格や最低入札容量、供給力提供開始期限についても電源種毎に設定を行う、募集量は今後のイノベーションによる効率的導入を踏まえスモールスタートとする等、競争力のある電源同士の競争を確保しつつ、過度な国民負担の発生を防止するための制度設計を行っています。

- ・規制料金審査における議論や、エネルギー基本計画の概要、広域系統長期方針における感度分析等において、様々な議論・分析がなされています。

- ・容量市場においては、4 年後の供給力について募集が行われる。一方で、発電事業者の立場では 4 年後の単年の需給状況のみで設備の維持・更新等について決定するものではない。「(参考図 2.1-16) 容量市場メインオークション結果概要 (第 1 回～第 5 回)」に示されているとおり、約定価格は乱高下しており発電事業者の事業予見性低下、発電設備の維持計画が立たない等の影響が生じていると考えます。さらに、小売電気事業者の立場では容量拠出金負担額の変動による事業影響、お客様に対する提供料金が毎年

	変わるなど、「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」において示された「これからの電力システムが目指すべき方向性」における「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備する」という視点でも、市場の安定化についても検討が必要と考えます。 また、現状、新規の電源建設の総コスト（Gross CONE）から容量市場以外の収益を差し引いたもの（Net CONE）を指標価格として用いることとされていますが、Net CONE 算定のモデルプラントのコストとしている「発電コスト検証WG」の数値が見直されており、さらに、長期脱炭素電源オークションが、今後主に新規電源建設を支えていくものである点も踏まえて、包括的検証の中でも検討をお願いしたい。 ・長期的な需給状況、特に今後見込まれるデータセンターや電化に伴う電力需要増加に関する情報は設備の維持・更新等のインセンティブになるものと考えます。さらに、これらの情報について、長期のエリアごとの需要見込み、脱炭素電源導入見込み、電源構成見込み等を拡充することで、更なるインセンティブに寄与するものと考えます。	
3	【意見】 容量市場は、実質的に大規模電源を所有しない小売電気事業者および消費者の負担で、既存の火力発電や原子力発電	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）

を支える制度となっている。大規模電源を保存し続けることは、変動性再エネの大量導入を可能とする柔軟な電力供給の方向性と相反するものである。また火力発電の温存で温室効果ガスの大量排出も続けることとなり、脱炭素とも逆行する。制度自体白紙撤回すべきである。

【理由】

2020 年度の初回約定価格は上限価格にはりつき、2021 年度には下がったものの、2024 年度の第 5 回オークションでは再び上限価格付近となっている。

2024 年度から小売電気事業者による容量拠出金支払いが開始し、多くの小売電気事業者は平均で 2 円/kWh 前後の負担増加を自社で抱えたり消費者に転嫁したりしている。一方、大規模電源を所有する大手電力（旧一般電気事業者）等にとっては、容量確保契約金収入が入り、実質的に負担はほぼない。また自社小売との相対契約を値引きしているため、小売にとっても値上げの必要性は低い。

新電力と大手電力の格差を拡大し、新電力の事業環境を圧倒的に悪化させる容量市場は、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大するという電力システム改革の目的に反する。

容量市場を廃止し、すでに成熟した技術である省エネ・再エネへの支援制度に転換すべきである。

あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。

4	【該当箇所】 P5 (2) 容量市場における今後の論点 参考図 2. 1-1 非効率石炭火力の稼働抑制誘導措置 【意見】 設計効率が 42%未満の石炭火力設備利用率 50%を超えた場合に容量収入を 20%減額する措置が 2025 年度実需給分から導入された。しかし今回、「火力政策の在り方との整合や長期脱炭素電源オークション等の新規供給力の確保見込みに関する分析を鑑みた検討が望ましい状況にある」とされている。この措置すら緩和したり形骸化させたりするとしたら、非効率火力発電の廃止は進まない。非効率石炭火力の廃止計画を作成し、容量市場がそれと矛盾のないようにすべきである。 設備利用率 50%でも排出量は非常に多く、厳気象対応や緊急時以外は稼働を止めることを条件とすべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、火力政策の在り方との整合や長期脱炭素電源オークション等の新規供給力の確保見込みに関する分析を鑑みた検討等も必要に応じ、包括的検証にて実施して参ります。
5	【該当箇所】 P4 (2) 容量市場における今後の論点 参考図 2. 1-1 必要供給力定義 【意見】 容量市場は、最大電力需要に合わせて厳気象対応や稀頻度リスクが考慮され、過剰に「供給力」が確保されるしく	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、4 年前のメインオークション時点と 4 年後の実需給時点の需要ギャップへの備えや、容量市場における確保量等の検証も必要に応じ、包括的検証にて実施して参ります。

	みとなっている。必要供給力として調達目標が大きくなれば、約定価格・約定総額ともに大きくなり社会的コスト増加につながる。電力需給システムの在り方を根本的に見直し、容量不足に備えて追加的な容量を確保する戦略的予備力を採用する方法などを検討すべきである。 2025 年の容量市場において確保されている供給力は約 18,418 万 kW（P9）である。しかし、2020～2024 年度における全国最大需要実績の推移＜電力需給検証報告書 2024 年 10 月、P6＞をみると、2020 年は 16,639 万 kW、2021 年は 16,451 万 kW、2022 年は 16,630 万 kW、2023 年は 16,089 万 kW、2024 年は 16,095 万 kW となっている。いずれも 7 月下旬から 8 月上旬にかけて出現したものであり、最大需要も下がる傾向にあるにもかかわらず、18,000 万 kW 超の目標調達量を毎年設定し、既存電源が維持され続けては、健全なエネルギー転換を促すことができない。	
6	【該当箇所】 P4（2）容量市場における今後の論点 参考図 2.1-1 脱炭素化 【意見】 脱炭素の観点から検討すべきこととして、「非効率石炭火力に対しての稼働抑制誘導措置」しか触れていないが、CO2 を排出する電源については、以下のような検討を項目	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、火力政策の在り方との整合や長期脱炭素電源オークション等の新規供給力の確保見込みに関する分析を鑑みた検討等も必要に応じ、包括的検証にて実施して参ります。

	に加えるべきである。 ・石炭火力全体の稼働抑制から廃止までの段階的削減（容量市場の対象外とすることを含む） ・石炭火力の混焼（アンモニアやバイオマス）による電源の段階的廃止（容量市場の対象外とすることを含む） ・石油・LNG 火力の使用抑制（容量市場の対象外とすることを含む）	
7	【該当箇所】 P4（2）容量市場における今後の論点 【意見】 容量市場は、大手電力会社にとっては、発電事業者として受け取る容量確保契約金と小売り事業者として支払う容量拠出金を相殺できるのに対して、発電設備を持たない小売り事業者にとっては多額の容量拠出金を支出しなければならず、公平公正な市場が確保されているとは言えない。この点を論点として加え、改善策を考慮するべきである。	容量市場導入の目的として、「卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと」が挙げられています。容量市場の導入により kWh 価格等の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、中長期的な観点からは小売電気事業者の負担にならないという考え方もございます。これらの目的を踏まえ、今後のオークション開催や制度の運用にあたって必要な見直しを進めて参ります。
8	【該当箇所】 P5（2）容量市場における今後の論点 参考図 2.1-1 価格水準	第二十次中間とりまとめ（案）においては、同観点の項目「約定方式」として記載しておりますが、御指摘の約定総額の適切性につきましても、今後の論点に含まれております。

【意見】

現在、約定方式としてシングルプライスオークションが採用されている。マルチプライスオークションの場合、価格のつり上げが起きることがデメリットにあげられ、結果的にシングルプライスオークションが採用されたが、現状では約定価格が上限価格に張り付く傾向にあること、大手電力会社が価格操作できる優位性をもっていることなどから、結果的には、総額はマルチプライスオークションで想定される金額より、シングルプライスオークションの方が高くなっているのではないかと懸念される。コスト総額を低減する視点を追加すべきである。